

新型コロナウイルス感染拡大防止のための宮城教育大学の活動制限指針

2020.08.19 改訂

レベル	基準	授業 (講義・演習・実習)	学生の大学構内への入 構	学生の課外活動	研究活動	学内の会議	事務体制	出張・旅行 (教職員、学生等 の全構成員)
0	通常	国内で感染が認められない	通常	通常	通常	通常	通常	通常
1	一部制限	国内で感染が認められるが、宮城県内では感染者が発生していない	感染防止に最大限に配慮して、通常通り実施	授業（ゼミ・卒業研究を含む）の受講者を除く学生の入構は原則禁止とするが、限定的に許可制で入構を認める	感染防止に最大限に配慮して、3密を回避する活動に限る 対外試合・公演等を含めた学外での活動は、学生生活委員会の承認を得るものとする	オンライン参加も認めつつ、感染拡大に最大限の配慮をして対面会議も行う	感染防止に最大限の配慮をして、ほぼ通常の勤務を維持する	感染拡大地域へ出張の原則禁止と旅行の自粛
2	制限-小	宮城県内または東北地域で感染が認められる。または宮城県内で感染が認められないが、政府から宮城県以外の都道府県に緊急事態宣言が発動	感染防止に最大限に配慮して対面授業として実施するが、授業での感染防止が難しい授業はオンライン授業とする	対面授業（ゼミ・卒業研究を含む）の受講者を除く学生の入構は原則禁止とするが、限定的に許可制で入構を認める	感染防止に最大限に配慮し、対外試合・公演等を含め、学生生活委員会が認めた限定的な活動に限る	感染防止に最大限に配慮して研究活動を継続するが、学生を含む研究関係者の学内での滞在時間を可能な限り減らし、在宅での研究を検討する	対面会議は必要最小限とし、原則としてオンライン会議へ移行する	感染防止に最大限の配慮をしつつ、職員の時差出勤とやむを得ない場合には在宅勤務を可能とする 海外及び国内の緊急事態宣言が発動された地域への不要不急の出張と旅行の原則禁止
3	制限-中	宮城県内での感染が拡大し、政府から宮城県以外の都道府県に緊急事態宣言が発動	原則としてオンライン授業として実施し、対面授業は感染防止に最大限に配慮して実技・実験・実習の一部で極めて限定的に実施する	現在進行中の卒業研究等を継続するために教員から指示を受けた必要最小限の学生以外の入構は原則禁止とする。	対外試合・公演等も含めて原則禁止とする	現在進行中の実験・研究を継続するために必要最小限の研究関係者のみ立ち入りが許可される	原則としてオンライン会議	一部業務の遅滞・事後処理を許可し、在宅勤務を優先させる 海外及び国内の緊急事態宣言が発動された地域への出張・旅行の原則禁止
4	制限-大	宮城県内で1日に10人以上の感染者が認められ、政府から宮城県に緊急事態宣言が発動	全ての授業をオンライン授業として実施する	学生の入構は原則禁止とするが、極めて限定的に許可制で入構を認める	対外試合・公演等も含めて原則禁止とする	現在進行中の実験・研究を継続するために必要最小限の教員のみ立ち入りが許可される	オンライン会議のみ	緊急な業務以外は、原則的に在宅勤務とする 県境をまたぐ出張・旅行の原則禁止
5	原則停止	宮城県に緊急事態宣言が発動され、本学キャンパス内で集団感染が発生	全ての授業をオンライン授業として実施する（教員が大学構内からオンライン授業を行うことも禁止する）	入構禁止	対外試合・公演等も含めて原則禁止とする	大学機能の最低限の維持のために、生物の飼育、液体窒素の補充、冷凍庫修理、サーバー保守などを目的に、一時的に入室する教員のみ立ち入りが可能	オンライン会議のみ	緊急な業務以外は、原則的に在宅勤務とする 出張・旅行の原則禁止

※この活動制限指針は、感染のフェーズの変化等、今後の状況に応じ、随時見直しを行う場合があります。